

町長交際費の支出に関する基準

1. 趣旨

町長交際費は、町長が行政執行のため町を代表して外部との公の交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限とし支出の一層の透明性を図る。

2. 支出項目

町長交際費としての支出は、その行為が町政の進展に結びつくことが期待されるもので、町長又は町長が指名した者が出席する場合とする。

(1) 慶弔費

祝金（記念式典・祝賀会・スポーツ大会などに対するお祝い等。祝品・記念品・賞品等を含む）

祝金については、会費の明示があるものに対してはその金額を、会費の明示がないものは20,000円を限度とする。ただし、(4)会費の区分に合致すると考えられるものは、それによる。また、各課、教育委員会等において、激励金・助成金等、又はそれを意味するお祝い品が支出されている場合は除く。当選祝い及び結婚式のお祝いは支出しない。

弔慰（香典・供花料等）

弔慰の支出は『弔慰の一般的な支出金額の基準（P3）』のとおりとする。ただし、お返し等については受け取らないものとする。

見舞い（病気・災害・事故等に対する見舞い）

社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合とし、10,000円を限度とする。見舞いの支出は『見舞いの一般的な支出金額の基準（P4）』のとおりとする。現金によらず見舞品を渡す場合には、現金と同額程度のものとする。ただし、お返し等については受け取らないものとする。職員の病気見舞いは支出しない。

災害等による義援金を団体へ支出する場合は、別途協議し決定する。

(2) 賛助費

公に認められた団体及びそれに準じる団体で、その事業の趣旨が明確である場合とし、10,000円を限度とする。

(3) 渉外費

外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産等の購入、情報収集のための懇談会等に出席する場合とし、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

(4) 会費

構成員として支出する年会費等

地域住民等で組織している団体で、会の設立趣旨・運営方針及び会員構成等から事業への協力や円滑な運営のために加入する必要があると判断されるものについては、その構成員となり、会費を支出できるものとする。

懇親等を目的とする会合の参加費

地域住民等で組織している団体が行う懇親等を目的とする会合（総会・自治会の催事等）については、開催趣旨、出席者、日頃の町政との関わり等を十分に勘案の上、町政運営上有益な交際を目的とする会合と判断される場合のみ支出できるものとし、限度額を 10,000 円とする。ただし、飲食を伴う場合に限る。

次の場合は支出しない。

ア．各行政委員会の研修会等が実施されるとき。

イ．一各種団体の総会等への参加が 2 回を超えるとき。

(5) 激励金

スポーツや文化活動等で全国大会に出場する個人・団体を対象とし、一件につき 30,000 円を限度とする。ただし、各課、教育委員会等に対応するものは除く。

(6) その他

上記(1)から(5)以外の場合で、町政に対する協力者に謝意を表すなど場合など、交際上特に支出する必要があると判断されるものについては、支出できるものとする。

3. その他

(1) 支出限度額については、地域の慣習等特別な理由により、上記 2 で定める金額により難しい事情がある場合には、金額を調整できるものとする。

(2) お祝いや香典のお返し等は、相手方に対して礼を失することのないように十分に配慮した上で受け取らないものとする。

(3) 交際費は、その支出内容や金額が、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮する必要がある。基準についても、適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

この基準は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

弔慰の一般的な支出金額の基準

対象者		対象者との続柄	香典	法要	花輪又は生花
名誉町民		本人	10,000		
長老礼遇者		本人	10,000		
国会議員（町内） 県議会議員（町内）	現職	本人	10,000		
		配偶者、実父母及び同居の子、義父母	5,000		
町議会議員	前・元	本人	5,000		
	現職	本人	10,000		
		配偶者、実父母及び同居の子、義父母	5,000		
農業委員会委員	現職	本人	10,000		
自治功労者		本人	10,000		
100歳以上の高齢者		本人	5,000		
議会の議決を経て選任される非常勤特別職	現職	本人	5,000		
その他の非常勤特別職等	現職	本人	5,000		
関係区市町村三役	現職	本人	適宜対応		適宜対応
		配偶者、実父母及び同居の子、義父母			
町長（現職除く） 助役 収入役 教育長	現職	本人	10,000		
		配偶者、実父母及び同居の子、義父母			
町職員（嘱託職員を含む）	現職	本人	5,000		
		配偶者、実父母及び同居の子、義父母	-		
町に対する多大な貢献者	現職	本人	適宜対応		

単位：円

自治功労者とは、柴田町自治功労者優遇条例第3条に該当する者をいう。

議会の議決を経て選任される非常勤特別職とは、教育委員会委員や選挙管理委員会委員等をいう。

その他の非常勤特別職等とは、体育指導員・消防団員・交通指導隊員等をいう。

町に対する多大な貢献者とは、各種団体の役員・有識者等であり、具体的な該当者については、関係者で協議し決定する。

法要については告別式当日に限るものであり、一律10,000円とする。

花輪又は生花は市価による。

この基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、関係者で協議する。

見舞いの一般的な支出金額の基準

対象者			見舞金
名誉町民	現職	本人	10,000
長老礼遇者			
国会議員（町内）			
県議会議員（町内）			
町議会議員			5,000
農業委員会委員			
議会の議決を経て選任される非常勤特別職			
その他の非常勤特別職で長等			
助役			
収入役			
教育長			

単位：円

議会の議決を経て選任される非常勤特別職とは、教育委員会委員や選挙管理委員会委員等をいう。

その他の非常勤特別職等で長等とは、消防団長・交通指導隊長等をいう。

この基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、関係者で協議する。